

国産乳製品等競争力強化対策事業について

チーズ工房等におけるチーズ製造施設の整備費用の一部を支援します。

○事業対象者

事業対象は、現在チーズを製造されている方又はこれからチーズを製造しようとしている方（高品質なチーズの製造が見込まれる方）です。

ただし、いわゆる大企業や大企業の子会社（出資を受けている方）は対象外です。

○事業要件

事業実施から3年以内のチーズの生産コストの10%以上の低減か販売額の10%以上の増加が必要となります。

○対象となる施設・設備

チーズ製造施設（原料乳取扱室、製造室、器具取扱室、熟成室、冷蔵室、包装室、排水・汚水処理施設、製品検査室、その他）、チーズ製造に必要な設備（施設に備え付けが必要なもの（移動や持ち運びができないもの）に限り、汎用性が高い物は対象外です。）が対象です。ただし、用地費用等や設備の単純更新は事業の対象になりません。

○補助率

1/2以内

スケジュール（追加公募の場合）

【公募開始から事業着工までの流れ】

4月中旬

公募開始

5月中旬

応募（地方農政局等へ）

6月上旬

審査会の開催

採択された場合

6月中旬～

事業実施計画書の提出
（地方農政局等へ）

事業実施計画書の承認

交付申請書の提出
（地方農政局等へ）

交付決定

7月上旬

事業着工

事業に応募しようとする方は、以下の書類を御準備ください。なお、応募にあたっては、Q&Aや様式記載例もお読みください。

- ・申請書類チェックシート
- ・応募申請書（様式1）
- ・確認項目チェックシート（様式2）
- ・事業実施計画書（様式3）
- ・事業実施計画書の添付書類

書類が御準備できましたら、

- ・北海道の方は、北海道農政事務所生産支援課に、
- ・沖縄県を除く都府県の方は、お近くの地方農政局畜産課に、
- ・沖縄県の方は、内閣府沖縄総合事務局農林水産部生産振興課に提出してください。

御応募いただいたものについて、農林水産省において設置する選定審査委員会で審査を行い、採択する事業を決定します。

事業の採択を受けた方は、事業の事務手続きが必要となります。

交付決定後、事業に着工いただけます。事業の適切な執行に御協力ください。